

# 岩国市家庭学習用通信環境整備事業に係る公募型プロポーザル説明書

## 1 事業の目的

文部科学省による家庭学習のための通信機器整備支援事業における補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により児童生徒が家庭でも学習を継続することができるとともに、平常時においてもICTを活用して家庭学習の更なる充実を図ることができるよう、学習に利用できるインターネット環境が十分に整備されていない児童生徒の保護者に対して貸与するためのモバイルWi-Fiルーター（以下「端末」という。）を調達し、その運用に伴って必要となる通信サービスや事務作業に係る役務等の提供を受けることを目的とする。

## 2 事業の概要

- (1) 事業名 岩国市家庭学習用通信環境整備事業
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで
- (4) 上限額 機器及び附属品代として19,800,000円（消費税10%相当分を含む）
- (5) その他 データ通信に係る経費、回線の契約・解約の際の役務に係る経費、フィルタリングサービスに係る経費については上限額に含まない。

## 3 担当部署

岩国市教育委員会 学校教育課学務班（担当：望月・木下）

住所：〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

電話：0827-29-5204 FAX：0827-24-0717

E-mail：[gakkou@city.iwakuni.lg.jp](mailto:gakkou@city.iwakuni.lg.jp)

## 4 参加資格

この手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の令和元・2年度物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から技術提案書の提出期限の日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する排除対象となっていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、登録又は指定を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認

可、登録又は指定を受けていること。

## 5 参加表明書の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和2年12月28日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を10部提出すること。なお、参加表明書表紙(様式1)は、1部について押印し、残り9部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 直接持参するか郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに到達することとし、配達記録郵便等により送付したことが確実に証明できる方法とする。

また、封書の表に必ず「岩国市家庭学習用通信環境整備事業参加表明書」と明記するとともに、発送時に電話にて、学校教育課まで連絡すること。

### (5) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社(参加者)の概要(様式2)
  - ・会社の従業員数、受注できる業務内容等について記載する。
- ③ 事業実績書(様式3)
  - ・記載する類似業務は、平成27年度以降に完了した業務とし、最大5件とする。
- ④ 業務実施体制(様式4)
  - ・配置予定の総括責任者、主務担当者及び担当者を記載する。
  - ・配置予定の主務担当者について、経歴等を記載する。
  - ・記載する同種業務は、平成27年度以降に完了した業務とし、最大3件とする。
  - ・手持ち業務は、令和2年12月17日現在、本市以外の発注者のものも含めすべて記載する。  
(配置予定の特定済み業務を含む)
  - ・執行体制について記載する。
- ⑤ 業務の実施方針及び実施フロー(様式5)

### (6) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

- ① 参加表明書の様式は、様式1から様式5(A4判)までのとおりとする。
- ② 業務実績に記載した業務に係る契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(仕様書の写し等)を提出すること。

## 6 技術提案書の提出者の選定

- (1) 岩国市家庭学習用通信環境整備事業業者選定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)により、提出された参加表明書の審査を行い、技術提案書の提出者を5者程度選定する。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準は次のとおりとする。
  - ① 会社(参加者)の概要
    - ・会社に同種業務の実績があり、能力も備えているか。
    - ・会社の実施体制が十分であるか、考え方が適切か。

- ② 主務担当者の実績及び能力
    - ・主務担当者に同種業務の実績があり、能力も備えているか。
    - ・主務担当者のこの業務への専任性は十分か。
  - ③ 当該業務の実施方針及び実施方法
    - ・業務の目的、内容を理解しているか。
    - ・業務量や手順を把握したフローになっているか。
- (3) 審査の結果は、参加表明書提出者全員に電子メール及び書面により通知する。

## 7 技術提案書の作成及び提出

技術提案書の提出者に選定された者は、次のとおり技術提案書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和3年2月9日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を10部提出すること。なお、技術提案書表紙（様式6）は、1部について押印し、残り9部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 直接持参するか郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに到達することとし、配達記録郵便等により送付したことが確実に証明できる方法とする。  
また、封書の表に必ず「岩国市家庭学習用通信環境整備事業技術提案書」と明記するとともに、発送時に電話にて、学校教育課まで連絡すること。
- (5) 提出資料
  - ① 技術提案書（様式6）
    - ・仕様書をもとに、具体的な提案内容を記載すること。（A4判縦長横書きを原則とし、文字サイズは11ポイント以上とする。）なお、その際は、「9 技術提案書の特定」の評価項目を参考とすること。
  - ② 参考見積書（様式自由）
    - ・算出根拠が示されたものを提出すること。
    - ア 機器及び附属品の価格
    - イ データ通信に係る経費（フィルタリングサービスに係る経費を含めないこと）
    - ウ 回線の契約・解約の際の役務に係る経費
    - エ フィルタリングサービスに係る経費
- (6) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
  - ・目次及びページ番号をつけること。

## 8 ヒアリングの実施

提出された技術提案書に関し、次のとおりプロジェクトチームによるヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングは令和3年2月15日（月）を予定しているが、諸行事の日程等により変更の可能性はある。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面審査及び電話、WEBによるテレビ会議システムを活用する場合がある。  
なお、確定日及び詳細については、別途技術提案書提出者に通知する。

- (2) ヒアリングの出席者は4人を限度とし、提案説明は主として本業務に取り組む者（主務担当者）が行うものとする。
- (3) ヒアリングは、1社当たり25分以内（説明20分以内、質疑5分以内）とし、技術提案書の提出順に行う。
- (4) 説明に要する物品の持込みは自由とする。ただし、電源、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。
- (5) 説明は、提出された技術提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

## 9 技術提案書の特定

- (1) プロジェクトチームにより、提出された技術提案書及びヒアリングの内容を審査し、技術提案書を特定する。なお、特定される技術提案書の提出者（以下「特定者」という。）は1者とする。
- (2) 技術提案書を特定する際の評価項目は、次のとおりとする。

評価項目		配点
機器について	<b>【性能について】</b> 仕様書に示した性能等が適切に反映されているか。また、仕様書以上の提案内容であり、その提案が有意義なものであるか。	20
	<b>【価格について】</b> ACアダプター等の充電機器を含む機器及び附属品及び端末のキッティング作業代（指定するSSID、暗号化キーの設定、端末設定管理者用パスワードの変更、管理用番号等のラベル貼り、端末管理用データシートの作成等）が含まれており、妥当な費用か。	50
通信回線について	<b>【性能について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア どのキャリアを使用するか。</li> <li>・電波エリア 人口カバー率と、それを補う仕組みがあるか。</li> <li>・通信速度 ベストエフォートでも安定した通信速度が見込めるか。</li> <li>・通信容量 使用目的を念頭に、月額料金とのバランスがとれた容量となっているか。また、契約時の容量を超えた場合の対策はとられているか。</li> </ul>	20
	<b>【料金設定について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額料金 通信容量に対しバランスのとれた金額となっているか。</li> <li>・解約金 発生しないか。</li> <li>・契約変更手数料 プラン変更時の手数料は発生しないか。</li> <li>・プラン変更 国の施策等の影響によって金額を改定すべき状況となった場合は柔軟に対応できるか。</li> <li>・契約回線最低数 市の負担を考慮した提案となっているか。</li> </ul>	40

<p>通信回線の契約及び解約に伴う役務について</p>	<p><b>【事務量について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SIM個別の通信回線の契約・解約、端末の入替え時などの運用上想定される場面における市（学校を含む）の事務負担が少ない（又はない）、又は、その事務の全部又は一部の省略や役務の提供をすることなどの、市の負担を軽減するための提案があるか。</li> <li>・役務を提供する場合の手順についてはわかりやすいか。</li> <li>・端末を貸し出す際の最小期間は月単位であっても無理がないか。</li> </ul> <p><b>【経費について】</b></p> <p>運用上想定される事務の必要な項目出しがされており、それ以外の経費が発生することがないか。</p>	<p>30</p>
<p>フィルタリングサービスについて</p>	<p><b>【性能・セキュリティ・運用手順について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実現性があるか。</li> <li>・セキュリティへの配慮は十分か。</li> <li>・管理サイト等を有し（地域イントラネットに接続する場合を除く）、運用に関する手順書等が用意され、専門的な知識がない者でも運用が可能か。</li> <li>・購入台数全てが通信しても、安定した通信速度がベストエフォートでも見込めるか（地域イントラネットに接続する場合は、同接続箇所までの経路について）。</li> </ul> <p><b>【経費について】</b></p> <p>妥当な経費か。</p> <p><b>【障害対応について】</b></p> <p>フィルタリングの仕組みにおける運用中の通信障害が発生した場合の対策がとられているか。</p>	<p>40</p>

ア 適切な説明及び質問に対する回答がなされているか。

イ 提案内容について総合的に評価する。

③ 審査の結果は、ヒアリング出席者全員に電子メール及び書面により通知する。

## 10 契約

提案された次の内容ごとに契約を締結する。

ア 機器及び附属品の購入

特定者と提案内容について検討・調整を行い、見積合わせを行う。見積額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、特定者が指名停止措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

イ 機器購入以外の範囲の契約

特定者の提案内容によって契約範囲が異なることから、特定者と提案内容を基に検討・

調整を行い、契約内容について十分協議した上で、経費の種類ごとに見積合わせを行う。これにより、運用開始時期等について市と特定者の意向が合致し、かつ、見積額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

- ・データ通信回線契約
- ・通信回線契約及び解約に伴う役務提供契約
- ・フィルタリングサービスに関する契約

次年度（令和3年度）以降の契約については毎年度、契約の締結を行う。なお、市議会審議により予算の否決または減額をされたときは締結できないことがある。また、そのことを示す規定を契約書に明記することとする。

## 11 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質疑受付時間

参加表明：令和2年12月21日（月）午後5時まで

技術提案：令和3年1月18日（月）午後5時まで

### (2) 質疑方法

質問は別添様式（様式7）により行うものとし、学校教育課に電子メールで通知するとともに、電話にて学校教育課まで連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

参加表明：令和2年12月24日（木）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、岩国市ホームページにて掲載する。

技術提案：令和3年1月22日（金）に一括して技術提案書提出者全員に電子メールで行う。

なお、回答事項は、この募集要項の追加又は修正とみなす。

## 12 その他

- (1) 業務内容についての詳細は募集要項によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。また、ヒアリングに遅刻・欠席した場合は辞退したものとみなす。（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。その他、プロジェクトチームにおいて不適当と認めた場合は失格とみなす。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書については、市は公表しないこととし、提案者は市の

了解なく第三者に公表してはならない。ただし、提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）の公文書対象となる。

- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後においては、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経歴等を持っているとの市の了解を得なければならない。
- (9) 契約保証金は、岩国市財務規則第 127 条第 7 号により免除する。